

○檜葉町住宅用新エネルギーシステム設置費補助金交付要綱

(平成 20 年 3 月 13 日告示第 41 号)

改正 平成 22 年 4 月 1 日告示第 39 号 平成 26 年 6 月 20 日告示第 11 号
平成 28 年 6 月 10 日告示第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、町が目指す環境負荷の少ない循環型社会の実現に向けて、新エネルギーを利用したシステム(以下「システム」という。)の普及促進に鑑み、システムを設置する者(以下「補助対象者」という。)に対して行う補助金の交付に関し、檜葉町補助金等の交付等に関する規則(昭和 63 年檜葉町規則第 4 号。以下「規則」という。)の定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において「システム」とは、別表 1 に定めるもので、未使用のものをいう。

(補助金の交付等及び対象除外)

第 3 条 補助金の交付等については、この告示及び規則の定めるところによることとし、町長が予算の範囲内において、補助対象者一人につき第 4 条に規定する額を補助するものとする。

2 補助対象者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 自ら居住する又は居住しようとする町内の住宅にシステムを設置する者。
- (2) 町税を完納している者。
- (3) 申請年度又は前年度に電力事業者と電力受給契約を締結した者。(太陽光発電システムに限る。)

3 補助対象者について、以前に同一の種類システムに対する町の補助金、交付金その他これに類するものの交付を受けた者は、補助対象者から除外する。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、別表 2 に定めるものとする。

(補助金の交付申請手続)

第 5 条 規則第 4 条の規定に基づき、補助金の交付を申請をしようとする者(以下「補助金申請者」という。)は、檜葉町住宅用新エネルギーシステム設置費補助金交付申請書(様式第 1 号)に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、提出期限は、申請年度の 3 月 31 日とする。

- (1) 檜葉町住宅用新エネルギーシステム設置報告書(様式第 2 号)
- (2) システムの設置状況を確認できる写真
- (3) システムの設置に係る領収書の写し
- (4) システムの形状、規格、構造等が分かるパンフレット等

- (5) システムを設置する住宅の位置図
- (6) 住民票の写し（システムが設置された住宅への居住が確認できるものに限る。）
- (7) 建物所有者のシステム設置に係る承諾書（当該建物の所有権を有しない占有者が補助申請をする場合に限る。）
- (8) 電力事業者との電力受給契約確認書の写し及び単線結線図の写し（太陽光発電システムを設置した場合に限る。）
- (9) 町税を滞納していないことを証した納税証明書
- (10) 確約書（申請者の住所が檜葉町以外の場合に限る。）
- (11) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(補助金交付の決定)

第6条 規則第5条の規定により通知する場合は、檜葉町住宅用新エネルギーシステム設置費補助金交付決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(実績報告等の併合)

第7条 第5条の交付申請は、規則第13条第1項に規定する実績報告と併合するものとする。

(補助金交付の請求)

第8条 補助金交付の決定の通知を受けた補助金申請者は、檜葉町住宅用新エネルギーシステム設置費補助金交付請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(処分の制限)

第9条 補助金申請者は、システムの法定耐用年数の期間内において、当該システムを処分しようとするときは、あらかじめ処分承認申請書(様式第5号)を町長に提出し、承認を受けなければならない。

(情報の提供等)

第10条 町長は、補助を受けた者に対し、必要に応じ使用状況その他の情報の提供について協力を求めることができる。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成20年4月1日から施行し、平成20年分の補助金から適用する。
- 2 檜葉町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（平成16年3月1日告示第8号）は、廃止する。
- 3 この告示の施行の日前に前項の規定による廃止前の檜葉町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の規定による補助金の交付を受けた者にかかる同要綱第13条及び第14条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日告示第 39 号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年 6 月 20 日告示第 11 号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 6 月 10 日告示第 10 号)

この告示は、公布の日から施行し、平成 28 年 7 月 1 日以降に開始する事業について適用する。

別表 1(第 2 条関係)

システム	内容
太陽光発電システム	住宅の屋根等に設置した太陽電池による発電設備であつて、低圧配電線及び逆潮流有りで連携し、太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、インバータ（パワーコンディショナを含む。）及び保護装置等で構成されたものをいい、次の要件を満たすものであることとする。 (1)太陽光電気モジュールの公称最大出力又はインバータ（パワーコンディショナを含む。）の定格出力のいずれかが 10 キロワット未満の太陽光発電システムであること。ただし、出力の値は小数点以下 3 桁以下は四捨五入とする。 (2)未使用品であること（中古品は対象外）。 (3)電力会社と電力受給契約を締結するもの。
太陽熱利用システム	住宅の屋根等への設置に適した、不凍液などの集熱媒体を強制循環する太陽集熱器と蓄熱媒体を貯蔵する太陽蓄熱槽により構成される、給湯及び冷暖房等の用に供されるソーラーシステム。

別表 2(第 4 条関係)

システム	補助金の額
太陽光発電システム	100,000 円にシステムの最大出力(単位はキロワットで表示するものとし、小数点以下 3 桁以下の値があるときは、3 桁以下を四捨五入して得た値であつて、出力が 4 キロワットを超えるシステムについては 4 キロワットとする。)を乗じて得た額とする。ただし、その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
太陽熱利用システム	システムの設置に要する費用に「10 分の 1」を乗じて得た額とし、80,000 円を上限とする。ただし、その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

様式第 1 号(第 5 条関係)

檜葉町住宅用新エネルギーシステム設置費補助金交付申請書
[別紙参照]

様式第2号(第5条関係)

檜葉町住宅用新エネルギーシステム設置報告書
[別紙参照]

様式第3号(第6条関係)

檜葉町住宅用新エネルギーシステム設置費補助金交付決定通知書
[別紙参照]

様式第4号(第8条関係)

檜葉町住宅用新エネルギーシステム設置費補助金交付請求書
[別紙参照]

様式第5号(第9条関係)

処分承認申請書
[別紙参照]